

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	平成 12(許)52	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	売却許可決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件	原審事件番号	平成 12(ラ)2008
裁判年月日	平成 13 年 4 月 13 日	原審裁判年月日	平成 12 年 11 月 6 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	決定		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 55 卷 3 号 671 頁		

判示事項	抵当権に基づく不動産競売において抵当権の不存在又は消滅を売却許可決定に対する執行抗告の理由とすることの可否
裁判要旨	抵当権に基づく不動産競売においては、抵当権の不存在又は消滅を売却許可決定に対する執行抗告の理由とすることはできない。

全文

主 文

本件抗告を棄却する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

抗告代理人高梨孝江の抗告理由について

【要旨】抵当権に基づく民事執行法 4 3 条 1 項に規定する不動産（同条 2 項の規定により不動産とみなされるものを含む。）を目的とする担保権の実行としての競売（以下「不動産競売」という。）においては、抵当権の不存在又は消滅を売却許可決定に対する執行抗告の理由とすることはできないものと解するのが相当である。けだし、執行裁判所は、抵当権の登記のされている登記簿の謄本等が提出されたときは、抵当権の存否について判断することなく、不動産競売の手続を開始すべきものとされているとともに、抵当権の不存在又は消滅については開始決定に対する執行異議の理由とすることが認められていることにかんがみると、不動産競売の手続において抵当権の不存在又は消滅を主張するにはこの執行異議によるべきものであって、抵当権の不存在又は消滅は、売却不許可事由としての「不動産競売の手続の開始又は続行をすべきでないこと」（同法 1 8 8 条、7 1 条 1 号）には当たらないというべきだからである。この判断は、所論引用の大審院の判例に抵触するものではない。

以上と同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。原決定に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

（裁判長裁判官 北川弘治 裁判官 河合伸一 裁判官 福田博 裁判官 亀山継夫 裁判官 梶谷玄）

※参考：判例タイムズ 1064 号 138 頁、判例時報 1751 号 72 頁、金融商事判例 1124 号 3 頁、不動産取引の紛争と裁判例〈増補版〉RETIO249 頁